

公益社団法人日本語教育学会
委託事業検討特別委員会設置運営規程

制 定 2024年3月17日
2023年度第5回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）定款第42条の規定に基づき、各種の委託事業をめぐる事項を検討するための特別委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び種別)

第2条 委員会は、理事会の議を経て、本会の委託事業特別委員会として設置する。

(所掌業務)

第3条 委員会は、委託事業等に関して以下の事項について検討し、検討結果を委員会案として理事会に提案する。

- (1) 募集への応募、委託依頼の受諾の適否
- (2) 応募や受諾するという案になった場合の委託事業担当チームの案
- (3) 受託した事業について、継続することの適否
- (4) 受託した事業について、その成果の活用についての指針

2 委託事業について監督し、必要に応じて助言する。

(委員)

第4条 委員は、理事会が委員会の所掌業務に寄与できる会員から選出する5名以内とする。

2 その他に、委員長判断により、委託事業担当チームから会員である委員を1名選出することができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(委員会の運営)

第6条 委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は、会長とする。副委員長は委員長の指名により選出する。

2 所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、委員会において決める。

(委員会の招集及び議事)

第7条 委員会の招集は、委員長が行う。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員長は、委託事業の進捗状況を適宜理事会及び常任理事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び委託事業担当チームの庶務は、本会事務局において行う。

(雑則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2024年3月17日から施行する。但し、BJT ビジネス日本語能力テストの受託事業については、2025年度の委託事業からこの規程を適用する。